

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は28円引き上がり879円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（930円）に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、2019年10月から最低賃金が1,000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金879円では、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

特に、コロナ禍の中で最低賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態の中で、非正規労働者の多くを占める女性の自殺が大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅引き上げが欠かせません。最低賃金と賃金を上げることは中小企業の経営上も必要なことです。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求めます。

記

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、時給1,500円を目指すこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を拡充すること。
- 4 政府は、厳しい経営環境にある中小企業に対して労働者の待遇改善に取り組めるよう様々な支援の在り方を十分に検討するとともに、扶養制度緩和など雇用制度の拡充を図り、経営者及び労働者双方にとってよりよい施策を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月20日

茨城県結城市議会